

大田区立平和島ユースセンター条例

昭和60年3月20

日

条例第31号

改正

平成4年10月15日第67号 平成5年12月15日第52号

平成10年3月10日第34号 平成27年3月12日第32号

(趣旨)

第1条 この条例は、大田区立平和島ユースセンター（以下「ユースセンター」という。）

の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 団体生活を通じて青少年の健全な育成を図るため、ユースセンターを東京都大田

区平和島四丁目2番15号に設置する。

(事業)

第3条 ユースセンターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) ユースセンターの利用に関すること。

(2) ユースセンターを使用する者に対する助言、指導及び相談に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(施設)

第4条 ユースセンターには、別表第1の施設を設ける。

(使用)

第5条 ユースセンターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする

者は、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、施設等の使用承認について、管理上必要な条件を付することができる。

(使用者の範囲等)

第6条 次に掲げるもの（第1号から第4号までに掲げるものは、区内に居住、在勤又は

在学する者を主たる構成員とする団体に限る。)は、社会教育活動のために施設等を使用することができる。

(1) 区及び大田区教育委員会から青少年を対象とする事業の委託を受け、その事業を実施する団体

(2) 少年育成団体として区に登録している団体

(3) 社会教育関係団体として区長に届け出ている青少年団体

(4) 前号以外の青少年団体及び社会教育関係団体として区長に届け出ている団体

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、区長が認めるものは、施設等を社会教育活動以外の目的に使用することができる。

3 区長は、規則で定めるところにより、前2項に順次掲げるものに当該順序により施設

等を優先して使用させることができる。この場合において、区長が特に必要と認める事

業のために使用するとき、第1項第1号に規定する団体に優先して使用することができる。

(使用の不承認)

第7条 区長は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認をしないものとする。

(1) 営利を目的とする行為があると認めるとき。

(2) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が使用を適当でないと認めるとき。

(使用料)

第8条 施設の使用料は、別表第2のとおりとする。

2 特別に電気、ガス又は水道を使用するときは、区長が相当と認める実費を徴収することができる。

3 前2項の規定は、区が使用する場合は適用しない。

4 第5条第1項の規定により施設等の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）

は、第1項及び第2項に規定する使用料を使用承認の際に納付しなければならない。た

だし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第9条 前条第1項に定める使用料は、規則で定めるところにより減額又は免除すること

ができる。

（使用料の不返還）

第10条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めると

きは、その全部又は一部を返還することができる。

（使用承認の取消等）

第11条 次の各号の一に該当するときは、区長は、使用条件を変更し、若しくは使用を停

止し、又は使用承認を取り消すことができる。

（1） 使用目的又は使用条件に違反したとき。

（2） この条例に違反し、又は区長の指示に従わないとき。

（3） 災害、工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。

（使用権の譲渡の禁止）

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（設備の変更制限）

第13条 使用者は、施設等の使用に際して特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。

ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

（原状回復の義務）

第14条 使用者は、使用を終了したとき又は第11条の規定により使用の承認を取り消され、

若しくは使用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、施設等を毀損し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額

を賠償しなければならない。ただし、不可抗力による場合その他区長がやむを得ないと

認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和60年3月教育委員会規則第6号で、同60年5月1日から施行)

付 則 (平成4年10月15日条例第67号)

1 この条例は、平成5年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の東京都大田区立平和島ユースセンター条例の規定に

より使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

付 則 (平成5年12月15日条例第52号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において大田区教育委員会

規則で定める日から施行する。

(平成5年12月教育委員会規則第27号で、同6年1月28日から施行)

(使用料に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の東京都大田区立平和島ユースセンター条例 (以下「

旧条例」という。)の規定により使用の承認を受けているものの使用料については、な

お従前の例による。

(処分等に関する経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後

の東京都大田区立平和島ユースセンター条例(以下「新条例」という。)の相当規定に

よりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(使用者の範囲、優先順位及び使用料に関する特例措置)

4 新条例第6条及び別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して9

週間を経過しない日までの間(以下「特例措置期間」という。)に使用の承認を受け、

かつ、特例措置期間に使用する場合(特例措置期間の最終日から翌日にかけて宿泊する

場合は、当該宿泊部分を含む。)における使用者の範囲、優先順位及び使用料について

は、なお従前の例による。

付 則(平成10年3月10日条例第34号)

1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の東京都大田区立平和島ユースセンター条例の規定に

より使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成27年3月12日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の大田区立平和島ユースセンター条例の規定によりなさ

れた処分、手続その他の行為は、改正後の大田区立平和島ユースセンタ
一条例の相当規

定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1（第4条関係）

| | | |
|---|---|---|
| 研 | 修 | 室 |
| 体 | 育 | 室 |
| 宿 | 泊 | 室 |

別表第2（第8条関係）

1 宿泊を伴う場合

| 単 位 区 分 | 1泊につき（1人） | | |
|------------------|-----------------------|------------------------------|----------------------|
| | 第6条第1項第1号 及び第2号の団体 | 第6条第1項第3号 から第5号までの団 体等 | 第6条第2項の規定に該当 するもの |
| 少年 | 100 円 | 160 円 | 400円 |
| 青年 | 240 円 | 340 円 | 860円 |
| 成人 | 480 円 | 690 円 | 1,720円 |

備考(1) 少年とは、小・中学生を、青年とは、高校生（これに相当する年齢の者を含

む。）以上25歳以下の者を、成人とは、26歳以上の者をいう。

(2) 宿泊する場合の施設等の使用時間は、宿泊する最初の日の午前11時から退所

の日の午前10時までとする。ただし、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

2 宿泊を伴わない場合

ア 研修室及び和室

| 施設名 | 使用区分 | 午前 | 午後 | 夜間 |
|--------|------|--------|--------|--------|
| 第一研修室 | | 2,100円 | 3,000円 | 3,000円 |
| 第二研修室 | | 1,000円 | 1,500円 | 1,500円 |
| 和室 (大) | | 540円 | 800円 | 800円 |
| 和室 (小) | | 240円 | 360円 | 360円 |

備考(1) 午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時から午後5時まで、

夜間とは、午後6時から午後10時までとする。ただし、準備及び後片付けの時間

を含むものとする。

(2) 第一研修室は、2分して使用することができる。この場合の使用料は、本表

使用料の2分の1の額とする。

イ その他の施設

| 施設名 | 使用料 |
|-----|--|
| 体育室 | 当該体育室の使用料として1日に徴収できる額が5,700円の範囲内となる よう区長が定める額 |